

会社法における 総会招集請求権

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 15

【要約】

今年6月29日に「会社法」が成立し、7月26日に公布された。

この会社法は、現在、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっているのをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

総会招集請求権が行使され、株主により臨時株主総会の開催が請求されたとして話題となる可能性がある。

総会招集請求権は会社法でも維持されているが、行使要件などに少々変更がある。ここではこの点につき検討する。

1. 総会招集請求権とは

株主から臨時株主総会の開催が請求されることがある^(注1)。

これは、現行商法237条のいわゆる「総会招集請求権」によるものである。

この現行商法の総会招集請求権とは、一定の要件^(注2)をみたした株主に認められる、次の権利のことである。

会議の目的である事項と招集の理由を記載した書面等を取締役に提出して株主総会の招集を請求できる権利。なお、請求があったにもかかわらず遅滞なく総会招集の手続きがとられないとき、もしくは、請求の日から8週間以内の日を会日とする総会招集の通知が発せられないときは、請求した株主は裁判所の許可を得て、自ら株主総会を招集することができる。

総会招集請求権は、平成18年5月に施行される予定に会社法でも維持されているが、行使できる株主の要件などに一部変更がある。

そこで、ここでは、会社法における総会招集請求権を検討する。

(注1) 株主による総会招集請求権が行使されたことを公表するプレスリリース(適時開示書類)としては、最近であれば、東京衝機製造所の平成17年10月26日のプレスリリース(適時開示書類)や、デザインエクステンジ平成17年8月25日のプレスリリース(適時開示書類)がある。

(注2) 「総株主の議決権の3%以上」と「6ヶ月保有」の2つの要件である(現行商法237条)

2 . 会社法における変更点の概要

会社法では、総会招集請求権について、大雑把に言って、次のような改正がされた。

総会招集請求権の要件が、定款で緩和できることが明らかにされた。

株主が議決権を行使できる事項については権利行使を法律で保障し、議決権を行使できない事項については権利行使できないとされた。

「公開会社^(注3)でない会社」では、6ヶ月保有の要件はないとされた。

総会招集請求権の行使後 8 週間以内の日を会日とする総会招集の通知が発せられないときは、請求した株主は裁判所の許可を得て、自ら株主総会を招集することができるとする点は現行商法と同様であるが、8 週間の部分を定款で短縮できるとされた。

(注3) ここでいう「公開会社」とは、その発行する全部又は一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社のことである(会社法2条5号)。つまり、譲渡制限のない株式が存在する株式会社のことである。

3 . 会社法における総会招集請求権

「**総会招集請求権**(会社法297条)」を**行使**することができる株主の**要件**は、次のとおりである。

総株主の議決権^(注4)の3%〔定款で引下げ可能〕以上

6ヶ月保有〔定款で短縮可能〕 ただし、公開会社のみ

「**総会招集請求権**(会社法297条)」の**行使の仕方**は次のとおりである。

取締役に対して、株主総会の目的である事項(当該株主が議決権を行使できる事項に限る。)と招集の理由を示して、株主総会の招集を請求。

請求した株主は、次の場合には、裁判所の許可を得て、自ら株主総会を招集。

a) 請求後遅滞なく招集手続が行われない場合

b) 請求があった日から8週間〔定款で短縮可能〕以内の日を会日とする総会招集の通知が発せられない場合

(注4) 株主総会の目的とする事項について議決権を行使できない株主が有する議決権は、「総株主の議決権」に算入しない(会社法297条3項)。つまり株主総会の目的とする事項に関して行使可能な議決権だけが対象であるということであろう。